財産形成信託の種類と積立金額等

財形信託の種類	一般財形信託	財形年金信託	財形住宅信託
積立金額	1,000 円以上	1,000 円以上	1,000 円以上
積立期間	3年以上	5 年以上	5 年以上
1人当たりの契約可能数	制限なし	1人1契約まで	1人1契約まで
税制上の優遇	なし	利子所得(所得税と地方税)が非課税	
		(財形年金と財形住宅合わせて元本 550 万円まで)	
積立中断期間※	_	2 年未満	2 年未満

[※]財形年金と財形住宅において、積立中断期間が2年未満であれば、その中断期間は積立期間に算入してもよいこととなっています。しかし、2年を超える場合には、2年を経過する日以降に生じる利子等に関しては課税扱いとなります。